

(別紙)

諮問番号 平成29年度諮問第1号

答申番号 平成29年度答申第1号

答申書

1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

審査請求人の主張は、平成24年5月15日に、当該審査請求人が、本件家屋の当時の所有者である新里育苗施設利用組合が納税義務を負っていた本件家屋について、固定資産課税台帳記載の所在地が誤っているとして、処分庁に対し、訂正を求めたところ、処分庁は本件家屋所在地を現在の所在地に更正し、固定資産税賦課決定更正通知書（以下「平成24年度更正通知書」という。）により、この旨を当時の所有者である新里育苗施設利用組合に通知したことに関し、そもそも更正決定とは課税標準額及び税額の増減に関するものに限定されるものであり、また平成24年度更正通知書に記載の更正理由を手書きで記しているため、平成24年度更正通知書は違法な行政処分であるとして、これに起因した本件納税通知書も同様に無効であるとして、本件納税通知書の処分を取り消し、再度現地を確認した上で改めて平成28年度分の固定資産税の賦課決定を行うよう求めている。

3 審理員意見書の要旨

争点は、平成28年度分の固定資産税の賦課処分についてであり、平成24年度更正通知書については、当時の所有者である新里育苗施設利用組合が納税義務者であることから、本件処分において審査請求人が審査請求する理由とはならない。

4 調査審議の経過

当審査会は審査庁からの諮問により、平成29年9月6日に本件に係る審議を行った。審議の内容は諮問書の添付書類（諮問説明書、審査請求書、弁明書、口頭意見陳述、審理員意見書）の内容を踏まえ、経緯及び状況を確認し審議を行った。

5 審査会の判断の理由

(1) 法令による判断

地方税法では、固定資産税の賦課については、固定資産税の賦課期日（課税客体、納税義務者、課税標準等の要件を確定させる日）である当該年度の初日の属する年の1月1日において、当該固定資産を所有する所有者（土地又は家屋の所有者にあっては、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者）を納税義務者として、課税客体である固定資産に対して当該固定資産所在の市町村において課税す

る旨規定されている。（地方税法第 342条、第 343条、第 359条）

また、第 2 年度に該当する平成28年度の固定資産税の課税標準に関しては、地方税法第 349条第 2 項において、特別の事情がある場合を除き、当該土地又は家屋の基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする旨規定している。

(2) 処分の適正判断

本件は、審査請求人が処分庁による平成24年度更正通知書の処分を違法なものとして、これに起因する本件処分は無効と主張しているものの、本件処分は、平成24年度更正通知書の処分の内容にかかわらず、課税要件を全て満たしており、地方税法の規定に基づき適正に賦課決定されたと判断する。

また、平成24年度固定資産に係る賦課については、納税義務者は新里育苗施設利用組合であり、納付状況についても納付済となっている。

遠野市行政不服審査会

委員 荒田 昌典

委員 多田 恵美子

委員 畠山 信秀